

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大分市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社九州北工場（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の被災市民の応急生活物資の確保を図るため、その供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が大分市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおり指定する。

(応急生活物資の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費 用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害への対応)

第9条 この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑 則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(効 力)

第14条 この協定は令和3年2月19日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年2月19日

甲 大分県大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長 佐藤 樹一郎

乙 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1760

王子コンテナ株式会社 九州北工場

常務執行役員工場長 皆川 直裕

(別表1) 災害時応急生活物資

分 類	品 種
日用品等	段ボールベッド、段ボールパーテーション、簡易トイレ、 その他紙製品

(1) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。